

介護報酬改定関係Q&A【地域密着型サービス関係】

2009/3/17

| | サービス種別 | タイトル | 質問 | 回答 |
|---|-----------------|---|--|---|
| 1 | グループホーム | サービス提供体制強化加算時の計画作成担当者の常勤換算について | サービス提供体制強化加算の際、「介護職員の常勤換算に際しては、入居者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務を含み、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない」とされている。 これは、運営基準上で求められる人員基準の算定においても同様か。 | サービス提供体制強化加算の際において、「介護職員の常勤換算に際しては、入居者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務を含み、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない」とされているのであって、運営基準上で求められる人員基準算定時には、実際に介護業務に従事した時間のみを常勤換算の対象とすべきものである。 |
| 2 | 小規模多機能型 居宅介護 | 過少サービスに対する減算について | 訪問サービスには、電話による見守りの回数も含めていいか。 | 電話による見守りとは、通いサービス、訪問サービスの提供がない日における登録者への関わりかたとしての例示であり、訪問サービスの形態をいうものではない。 よって、過少サービスに対する減算において、1人当たりの平均利用回数の算定時には、訪問サービスの含まれるものではないこと。 |
| 3 | 小規模多機能型 居宅介護 | 各加算について | 「各月につき」となっているが、「1人、1月につき」なのか、それとも人数に関係なく「1月につき」なのか。 | 「初期加算」「認知症加算」は基準に適合する対象者について算定可。その他の加算は、基準に適合した場合、登録者全員について算定可。 |
| 4 | 小規模多機能型 居宅介護 | 認知症加算における日常生活自立度について | 認知症加算時における日常生活自立度の把握はどのように行うのか。 | 算定に関する留意事項第2、1、(12)のとおり、一義的には、医師の判定結果又は主治医意見書を用いるものとし、これに拠り難い場合には、認定調査時における認定調査票を用いるものである。 なお、主治医意見書及び認定調査票については、本市の定める「名古屋市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱」に基づき、適切に取り扱われたい。 |
| 5 | グループホーム | 看取り介護加算について | 看取り介護加算を算定する際の届出には、何が必要か。 | 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「別紙1 体制等状況一覧」を提出が必要です。 |
| 6 | グループホーム | サービス提供体制強化加算における「職員」の範囲と、常勤換算の対象業務等について | 区分 の「介護職員」とは、「介護従業者」と「計画作成担当者」と判断してよいか。 | ここでいう「介護従業者」とは人員基準上の「介護従業者」のことを指し、計画作成担当者は、介護従業者と兼務している場合においては計画作成業務に従事した時間を常勤換算の時間を含むことができるとされているが、介護従業者と兼務せず、計画作成業務のみを行う場合は常勤換算の時間には含まれない。 |
| 7 | グループホーム | サービス提供体制強化加算における看護職員の取り扱いについて | 区分 の「看護職員」には、直接雇用する看護職員は含まれると判断するが、医療連携体制加算算定のために業務委託契約をする訪問看護ステーション等の看護師(雇用関係はない)も含まれるのか。 | 本加算は、安定的な介護サービスの提供を確保する観点から、常勤職員が一定割合雇用されている事業所について評価を行うものであり、事業所に配置された職員を算定の対象とする。グループホーム事業者に雇用された看護職員(事業所との間に指揮命令関係が生じる派遣会社からの派遣職員を含む。)を対象とし、業務を委託している事業所の看護職員は含まない。 加算区分 、 においても同様。その他のサービス種別におけるサービス提供体制強化加算においても同様。 |

介護報酬改定関係Q&A【地域密着型サービス関係】

2009/3/17

| | サービス種別 | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|-----------------|---|---|---|
| 8 | グループホーム | サービス提供体制強化加算における「職員」の範囲と、常勤換算の対象業務等について | 区分 において、管理者が計画作成担当者を兼務する場合、計画作成業務は常勤換算に含まれると判断するが、入居者に係る医療機関等との連絡調整業務や職員への指導業務に要した時間についても常勤換算に含んでよいか。 | 管理者と計画作成担当者との兼務では、介護従業者としての職務に全く携わっていないため、計画作成業務の時間も含めて常勤換算の時間数には算入されない。それに対し、管理者と介護従業者との兼務であれば、介護従業者としての職務に携わることになり、介護職員としての勤務時間数については算入することができる。 |
| 9 | グループホーム | サービス提供体制強化加算における看護職員の取り扱いについて | 区分 において、計画作成担当者の計画作成業務、看護職員の勤務時間は常勤換算に含まれないということか。 | 計画作成担当者は介護従業者と兼務している場合については、常勤換算の時間数に含めてよい。看護職員については、介護従業者として勤務している場合は常勤換算の時間数に含めてよいが、医療連携体制加算の要件となる看護業務のみを行っている場合は常勤換算の時間数に含まれない。 |
| 10 | 地域密着型特養 | サービス提供体制強化加算に置ける職員の割合について | 短期入所介護と併設する場合、職員割合は、特別養護老人ホームと短期入所をそれぞれ別に考えるのか。 | 県と調整の上、後日回答とします。 |
| 11 | 小規模多機能型 居宅介護 | サービス提供体制強化加算の届出時期について | 月途中で開設する場合、何月からの加算の算定が可能となるのか。 | 新たに事業を開始した事業者については、四月目以降届出が可能となることから、例えば1月途中で事業を開始した事業者については、1月から3月について常勤換算方法により職員の割合の平均を算出し、基準に適合する場合には、4月に届出を行い、5月から加算を算定できる。 (留意事項第二4(5) による同第二2(7) の準用) 認知症対応型通所介護(同第二3(9))、グループホーム(同第二5(10))、地域密着型特別養護老人ホーム(同第二7(30))も同様。 |
| 12 | グループホーム | サービス提供体制強化加算における提出書類について | 常勤・非常勤を証明する書類は何か。 | 加算取得の際には、届出月の前3か月の勤務実績表の提出が必要となる。 |
| 13 | グループホーム | サービス提供体制強化加算について | 区分 において、スタッフ体制を手厚くするため、非常勤の介護従業者を雇用した場合、分母が大きくなるが、その場合も割合は75%なのか。 | お見込みのとおり。 |
| 14 | グループホーム | サービス提供体制強化加算の適用範囲について | ユニット毎に算定することは可能なのか。 | 事業所単位での加算となっており、ユニット毎の加算は想定されていない。(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準4(ト)) |
| 15 | グループホーム | 若年性認知症利用者受入加算の算定時期について | 若年性認知症利用者加算の算定の終期はいつか。 | 「初老期」とは、第2号被保険者である期間を指しているため、第1号被保険者(65歳以上)の資格を取得する前日までが対象となる。 |

介護報酬改定関係Q&A【地域密着型サービス関係】

2009/3/17

| | サービス種別 | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|---------|-----------------------|---|---|
| 16 | グループホーム | 夜間勤務条件基準について | 夜間勤務条件基準とは何か。 | 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平12告示第29号3)を指し、事業所毎に1以上(3ユニットでは2以上)の配置が必要なことを定めたもの。 |
| 17 | グループホーム | 認知症専門ケア加算について | 「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」について、管理者も含まれるか。また、事業所での業務に従事しない者が、会議・研修を行う形態による加算の算定はどうか。 | 「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」については、運営基準上、グループホームに求められる人員であれば、管理者、計画作成担当者、介護職員であるかを問わない。また「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」は事業所に配置され、チームとして専門的なケアを提供することが必要なため、事業所に勤務していない者への委託等での配置は認められない。(厚生労働大臣の定める基準24(イ)(2)) |
| 18 | グループホーム | 夜間ケア加算について(時間帯の設定) | 夜間ケア加算の算定に際して、夜勤職員の勤務時間帯となる「夜間及び深夜の時間帯」を、例えば「16時30分～翌9:30」などと設定することは可能か。 | グループホームにおいては、「夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとされており、本設問のような時間帯の設定は適切とは言えない。(基準について第3四2(1)イ) |
| 19 | グループホーム | 夜間ケア加算の人員配置について1 | 夜間ケア加算の算定要件として、「一の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて一の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で一以上の介護従業者を配置」が必要となるが、加配される介護職員は、各ユニットごとに常勤加算で1名以上となるのか、複数ユニットに対して常勤換算で1名以上となるのか、いずれか。 | 常勤換算方法で一以上の介護従業者の配置については、それが、各ユニットに必要とするものであるのか等については、国からの見解待ちの状態であること。 |
| 20 | グループホーム | 看取り介護加算の算定期間について | 現在、看取り介護を行う入居者がおり、新たに創設された看取り介護加算の要件を満たす状態にあるが、平成21年3月中に死亡した場合、4月以降において遡及して加算を請求することは可能か。 | 看取り介護加算を始め、新たに設けられた加算は、平成21年度4月以降のサービス提供に際して評価されるものであり、3月以前に遡及しての評価は有り得ないもの。 なお、平成21年4月からの加算について届出が行われており、質問にある入居者が、4月1日に当該グループホームにおいて死亡した場合には、当該1日分について看取り介護加算の算定は可能である。 |
| 21 | 認知症デイ | サービス提供体制強化加算の算定範囲について | サービス提供体制強化加算は「1日につき」加算を算定することとなるが、月途中において加算の条件を満たさない日が生じた場合、加算を算定することは可能か。 | 平成21年度については、すべての事業所において前3月の職員の割合から提供体制を確認することとなるため、日単位での算定は行わない。また、職員の割合については、直近3ヶ月間について毎月継続的に所定の割合を維持するとともに、その割合を毎月記録する必要がある。 |

介護報酬改定関係Q&A【地域密着型サービス関係】

2009/3/17

| | サービス種別 | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|------------------------|---------------------------------|---|--|
| 22 | 認知症デイ | サービス提供体制強化加算における兼務の取扱いについて 1 | 認知症デイと通所介護事業所を併設する場合で一の介護職員が、両事業所の業務に従事する場合、一方の事業所のみでしか加算が算定できない状況が想定されるが、そのとおりか。 | 常勤換算における事業所の従業者の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である(基準について第2の2(1))ことから、本設問の場合においても、認知症デイの従業者の勤務延時間数には、認知症デイの従業者としての勤務時間だけを算入することとなる。算定の結果、基準に適合するか否かは各事業所ごとに判断する。 |
| 23 | 小規模多機能型 居宅介護 | サービス提供体制強化加算について | 介護福祉士資格を有する管理者について、介護福祉士として常勤換算することは可能か。 | 介護職員に占める介護福祉士の割合をその評価の対象とするものであり、介護福祉士資格を有する場合であっても、介護業務に従事しない場合には常勤換算に含めることはできない。 これは、介護福祉士資格を有する介護支援専門員についても同様であること。(グループホームの計画作成担当者についても同様) なお、介護福祉士資格を有する管理者等が介護職員と兼務する場合には、介護職員として従事する時間についてのみ常勤換算の対象として差し支えない。 |
| 24 | グループホーム 小規模多機能型居宅介護 | サービス提供体制強化加算における兼務の取扱いについて 2 | 小規模多機能型居宅介護事業所と併設するグループホームの介護職員を常勤職員が兼務する場合、双方の事業所において常勤職員とみなしてよいか。 | 運営基準において小規模多機能型居宅介護事業所に併設するグループホームについては、同一時間帯で職員の行き来が可能とされていることから、小規模多機能型居宅介護事業所と併設するグループホームの介護職員を常勤職員が兼務する場合には、双方の事業所において常勤職員として取り扱って差し支えないが、それぞれの事業所における勤務時間数によって常勤換算に算入すること。 |
| 25 | グループホーム | サービス提供体制強化加算について | 勤続年数3年以上の者には、パート職員も含めていいか。 | 勤続年数3年以上の者には、常勤、非常勤(パート職員)の区別なく、その勤務年数にのみ着目し含めて差し支えない。 |
| 26 | グループホーム | 若年性認知症利用者受入加算における「個別の担当者」について 1 | 「若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める」とあるが、担当者となる職員の経験や資格は問わないのか。 | 加算の算定要件としては、担当者の経験や資格等は求められていない。認知症対応型通所介護、地域密着型特別養護老人ホームも同様。 |
| 27 | グループホーム | 若年性認知症利用者受入加算における「個別の担当者」について 2 | 「若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める」とあるが、一の担当者が複数の若年性認知症利用者を受け持つことが可能なのか。 | 明確な基準は示されていないが、処遇上において支障のない範囲で担当者を決められたい。 |

介護報酬改定関係Q&A【地域密着型サービス関係】

2009/3/17

| | サービス種別 | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|---------|-----------------------|---|--|
| 28 | グループホーム | 夜間ケア加算の人員配置について 2 | 1ユニットのグループホームの場合、何人の職員の配置によって算定できるのか。 | 「一の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて一の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で一以上の介護従業者を配置した場合に算定可能となる。」とされている。よって1ユニットの事業所の場合においては、夜間及び深夜の時間帯を通じて一の介護従業者に加え、夜間及び深夜の時間帯に常勤換算で1人以上の介護従業者の配置が必要となる。 |
| 29 | グループホーム | 夜間ケア加算の人員配置について 3 | 現在、運営基準では、処遇上において支障がない場合、夜勤職員については「2ユニットで1人」、「3ユニットで2人」の配置が認められるが、それぞれ何人の職員を配置すれば夜間ケア加算の算定が可能となるのか。 | 基準上は質問のとおりであるが、算定にかかる留意事項においては「一の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて一の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で一以上の介護従業者を配置した場合に算定可能となる。」とされている。よって、本加算の前提は、各ユニットに夜間及び深夜の時間帯を通じて一の介護従業者を配置していることであり、夜勤職員を兼務する状態はその前提に該当しないものと理解する。 なお、常勤換算方法で一以上の介護従業者の配置については、それが、各ユニットに必要とするものであるのか等については、国からの見解待ちの状態であること。 |
| 30 | グループホーム | 認知症行動・心理症状態緊急対応加算について | 3月6日の愛知県主催の会議資料においては、グループホームも対象となっているが、13日の市の資料では「短期利用共同生活費のみ」とあるがどうなっているのか。 | 短期利用共同生活介護費とは、認知症対応型共同生活介護費の一部である。 なお、本加算は、認知症高齢者等の在宅生活を支援する観点から、認知症の行動・心理症状への緊急時の対応を評価するものであり、その加算の性格から短期入所系のサービスに設けられたものである。 |
| 31 | 共通 | 地域区分の見直しについて | 今回の介護報酬改定時に、1単位当たりの単価も改定されるが、3月6日の愛知県主催の会議においては、届出が必要との説明を受けたが地域密着型サービスも同様に届出が必要なのか。 | 1単位当たりの単価については、事業所の体制等に係るものではないため、事業所が個別に届出するものではないと理解している。 |
| 32 | グループホーム | 若年性認知症利用者受入加算について | 3月6日の愛知県主催の会議資料においては、届出が必要との説明を受けたが、13日の市の資料では必要な届出資料が記載されていないがどうなっているのか。 | 添付資料が必要ないのであって、算定に際しては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」の届出は必要であるもの。 |